平成17年６月10日

株　主　各　位

大阪市生野区小路東五丁目５番20号
株式会社モリタ
代表取締役会長兼社長　新村鋭男

第72回定時株主総会招集ご通知

拝啓　ますますご清栄のこととお喜び申しあげます。

さて、当社第72回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の参考書類をご検討くださいまして、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示、ご押印のうえ折返しご送付くださいますようお願い申しあげます。

敬　具

記

1.日　時　平成１７年６月２９日(水曜日）午前10時

2.場　所　大阪市生野区小路東五丁目５番20号
当会社　大阪本社会議室

3.会議の目的事項

報告事項

1．第72期（自　平成16年４月１日　至　平成17年３月31日）営業報告書、連結貸借対照表及び連結損益計算書並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

2．第72期（自　平成16年４月１日　至　平成17年３月31日）貸借対照表及び損益計算書報告の件

決議事項

第１号議案　第72期利益処分案承認の件

第２号議案　定款一部変更の件
議案の要領は後記「議決権の行使についての参考書類」(28頁～30頁)に記載のとおりであります。

第３号議案　取締役８名選任の件

第４号議案　退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件

以　上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

(添付書類)

営　業　報　告　書

（自　平成16年４月１日
至　平成17年３月31日）

1．営業の概況

(1) 企業集団の営業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、設備投資や輸出の増加など企業収益の改善の動きが見られたものの、原油価格や原材料価格の高騰により調整局面が続いております。

このような状況にあって、当社グループは、各事業部門において、懸命な営業活動を展開するとともに原価低減、経費の削減による収益力の強化、グループの総合力の向上に努めてまいりました。

この結果、当連結会計年度の業績は、売上高は42,197百万円と前期比553百万円（1.3%増）の増収となりました。利益につきましては、営業利益は2,985百万円で前期比339百万円（12.8%増）の、経常利益は3,073百万円で前期比425百万円（16.0%増）のそれぞれ増益となりました。当期純利益につきましても、1,801百万円と前期比232百万円（14.8%増）の増益となりました。

事業セグメント別の概況は次のとおりであります。

防災関連事業におきましては、消防ポンプ部門のはしご車及び空港用化学車等の増加により、防災関連事業の売上高は 29,853 百万円と前期比 3,247 百万円（12.2%増）の増収となりました。利益におきましても、主として消防ポンプ部門の売上増などにより、営業利益は 2,970 百万円と前期比 690 百万円（30.2%増）の増益となりました。

環境関連事業におきましては、子会社㈱モリタエコノスの衛生車・塵芥車等の環境衛生車輌の売上が、昨年の排ガス規制による特需の反動により大きく減少した結果、13,070 百万円と前期比 2,415 百万円（15.5%減）の減収となりました。利益におきましても、産業機械・プラント分野において改善致しましたが、前述の環境衛生車輌の売上減少の影響が大きく、営業利益は 8 百万円と前期比 365 百万円の減益となりました。

(2) 企業集団の対処すべき課題

今後の見通しにつきましては、主要顧客である自治体の深刻な財政事情に加え原料高、同業他社との競争激化もあり、引き続き厳しい環境が続くと思われます。この厳しい環境を乗り切るべく①徹底した収益重視の事業本部制の推進②ERPの活用等による原価低減の実現③販売管理費の削減④有利子負債の削減により既存事業の収益力の改善を図ってまいります。さらに次なる飛躍を目指し、海外事業の拡大、新規事業の確立を達成するため、①開発投資（高性能はしご車、消救車、消火効率の高い水損防止の泡消火装置）②設備投資（最適生産が可能な新工場の建設）③事業投資（中国・四川消防の株式取得）④人材投資（新人事制度、社内公募、教育・研修）を積極的に行ってまいります。

また、これまで人材育成と新たな技術の開発を狙いとして諸大学と提携し共同研究を進めてきましたが、今後も他の有力大学を含め、産学協同研究に積極的に取り組んでまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも何卒一層のご支援ご鞭撻を賜りますようお願い申しあげます。

(3) 企業集団の資金調達の状況

当連結会計年度の資金調達につきましては、特記すべき事項はありません。

(4) 企業集団の設備投資の状況

当連結会計年度において実施した企業集団の設備投資の総額は2,131百万円であり、主なものは兵庫県三田市の新工場土地購入によるものです。

(5) 企業集団及び当社の営業成績及び財産の状況の推移

① 企業集団の営業成績及び財産の状況の推移

区　　分	第69期 (13/４～14/３)	第70期 (14/４～15/３)	第71期 (15/４～16/３)	第72期 (16/４～17/３) (当連結会計年度)
受　注　高 (百万円)	40,500	38,842	42,882	44,013
売　上　高 (百万円)	42,165	39,883	41,643	42,197
経常利益 (百万円)	1,953	1,762	2,647	3,073
当期純利益又は純損失(△) (百万円)	687	△　1,036	1,568	1,801
１株当たり当期純利益又は純損失(△) (円)	14.68	△　21.96	32.55	38.57
総　資　産 (百万円)	59,003	55,350	56,796	56,242

(注) 1. 第69期は売上高は、前期比2,707百万円の増収となり、経常利益、当期純利益も前期と比べ増加しました。
2. 第70期は、売上高は前期比2,281百万円の減収となり、株価低迷に伴なう投資有価証券評価損等による特別損失を計上し、最終的には損失計上のやむなきに至りました。
3. 第71期は、売上高は前期比1,760百万円の増収となり、経常利益、当期純利益も前期と比べ大幅に増加しました。
4. 第72期（当連結会計年度）の状況につきましては、前記「(1)企業集団の営業の経過及び成果」に記載のとおりであります。
5. 第70期から「１株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第２号）及び「１株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第４号）を適用しております。
6. １株当たり当期純利益又は純損失は期中平均株数により計算しております。

② 当社の営業成績及び財産の状況の推移

区　　分	第69期 (13/４～14/３)	第70期 (14/４～15/３)	第71期 (15/４～16/３)	第72期（当期） (16/４～17/３)
受　注　高 (百万円)	31,028	34,560	32,831	29,081
売　上　高 (百万円)	32,099	35,493	30,635	27,891
経常利益 (百万円)	1,868	1,353	1,930	2,623
当期純利益又は純損失(△) (百万円)	549	△　1,165	1,100	1,678
１株当たり当期純利益又は純損失(△) (円)	11.74	△　24.71	22.54	36.26
総　資　産 (百万円)	56,263	52,538	49,779	50,214

(注) 1. 第69期は、期の半ばに子会社株式会社モリタエコノスを吸収合併したことにより、受注高・売上高ともに大幅に増加いたしました。また、収益面におきましても売上の増加と販管費の圧縮によって大きく改善しました。
2. 第70期は、グループ会社の再編に伴い、受注高・売上高ともに増加いたしましたが、収益面におきましては、株価低迷に伴う投資有価証券評価損等による特別損失を計上し、最終的には損失計上のやむなきに至りました。
3. 第71期は、期の半ばにエコノス事業部門を分社化したことにより、受注高・売上高ともに減少いたしましたが、原価低減と販管費の圧縮により、収益面におきましては、大きく改善しました。
4. 第72期(当期)は、ポンプ事業部門のはしご車及び空港用化学車等の売上高の増加により、第71期上期の旧エコノス事業部門の実績を除きますと、前期比3,147百万円の増収となりました。また、利益におきましても売上の増加により大きく増益となりました。
5. 第70期から「１株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第２号) 及び「１株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第４号) を適用しております。
6. １株当たり当期純利益又は純損失は期中平均株数により計算しております。

2. 会社の概況（平成17年３月31日現在）

(1) 企業集団の主要な事業内容

当社の企業集団は、消防ポンプ車、消火器、防災設備、環境衛生車輌、環境機器の製造販売及び環境プラントの設計、施工を主な内容として、さらに各事業に関連する製品・部品の製造及びサービス等の事業活動を展開しております。

事業の種類別セグメント及びその主要製品は、次のとおりであります。

事業セグメント	主　要　製　品
防災関連事業	はしご付消防ポンプ自動車、化学消防ポンプ自動車、普通消防ポンプ自動車、消火器、防災設備、その他防災関係製品
環境関連事業	リサイクル処理施設、各種ごみ処理施設、スクラップ処理施設、スクラップ処理機械、衛生車、塵芥車、各種環境保全車輌

(2) 企業集団の主要な営業所及び工場

① 当社

本社	大阪本社　　大阪市生野区小路東五丁目５番20号 東京本社　　東京都港区西新橋三丁目25番31号
支社 支店	東京支社［東京都港区］、大阪支店［大阪市］、仙台支店［仙台市］、名古屋支店［名古屋市］、福岡支店［福岡市］
工場	本社工場［大阪市］、枚岡工場［東大阪市］、三田工場［三田市］、上野工場［上野市］、船橋工場［船橋市］

② 重要な子法人等

株式会社　モリタエコノス	大阪府八尾市神武町１番48号
株式会社　モリタテクノス	大阪府東大阪市高井田中二丁目３番26号
株式会社　モリタ総合サービス	大阪市生野区小路東五丁目５番20号
株式会社　北海道モリタ	札幌市東区苗穂町十三丁目２番17号

(3) 株式の状況

① 会社が発行する株式の総数	75,778,000株
② 発行済株式の総数	46,918,542株
③ 株主数	5,401名

(4) 大株主の状況

株主名	当社への出資状況		当社の大株主への出資状況	
	持株数	議決権比率	持株数	出資比率
第一生命保険相互会社	3,265 千株	7.45 %	— 千株	— %
株式会社 モリタ	2,447	—	—	—
株式会社 みずほコーポレート銀行	2,177	4.97	—	—
住友信託銀行株式会社	2,172	4.96	671	0.04
株式会社 三井住友銀行	2,007	4.58	—	—
株式会社 東京三菱銀行	2,003	4.57	—	—
モリタ取引先持株会	1,930	4.40	—	—
ドレスナー バンク エージー フランクフルト エクイティーズ カスタマーズ アカウント	1,364	3.11	—	—
モリタ従業員持株会	1,139	2.60	—	—
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	984	2.24	—	—

(注) 1．当社は、株式会社みずほフィナンシャルグループ（株式会社みずほコーポレート銀行は同社の完全子会社）の株式1,656株（出資比率0.01%）を保有しております。
2．当社は、株式会社三井住友フィナンシャルグループ（株式会社三井住友銀行は同社の完全子会社）の株式282株（出資比率0.00%）を保有しております。
3．当社は、株式会社三菱東京フィナンシャル・グループ（株式会社東京三菱銀行は同社の完全子会社）の株式124株（出資比率0.00%）を保有しております。

(5) 自己株式の取得、処分等及び保有の状況

① 取得株式　普通株式　634,546株
取得価額の総額　291,206千円
※上記のうち、第71回定時株主総会後、定款授権に基づく取締役会決議により買い受けた株式はありません。
② 処分株式　該当事項なし
③ 失効手続きをした株式　該当事項なし
④ 決算期末における保有株式　普通株式　2,442,669株

(6) 新株予約権の状況

① 現に発行している新株予約権
イ）旧商法第 210 条ノ 2 の規定に基づく株式譲渡請求権
（平成 12 年 6 月 29 日開催の定時株主総会の決議による）
・目的となる株式の種類及び数　普通株式　60,000 株
・１株当たりの払込金額　308 円

ロ）商法第 280 条ノ 20 及び第 280 条ノ 21 の規定に基づく新株予約権
（平成 16 年 6 月 29 日開催の定時株主総会の決議による）

・新株予約権の数	1,982 個
・目的となる株式の種類及び数	普通株式 1,982,000 株
・新株予約権の発行価額	無　償

② 当営業年度中に株主以外の者に対し特に有利な条件で発行した新株予約権
平成 16 年 6 月 29 日開催の定時株主総会の決議による新株予約権

イ）新株予約権の数
1,982 個（新株予約権 1 個につき目的となる株式数 1,000 株）

ロ）目的となる株式の種類と数
普通株式　1,982,000 株

ハ）新株予約権の発行価額
無　償

ニ）権利行使時の 1 株当たりの払込金額
658 円

ホ）権利行使期間
平成 18 年 7 月 1 日から平成 23 年 6 月 30 日まで

ヘ）行使の条件

ⅰ．新株予約権を付与された者は、権利行使時においても当社並びに子会社の取締役、監査役、執行役員及び従業員（顧問含む）であることを要する。ただし、権利行使期間中に当該地位を喪失した場合でも喪失後 1 年間に限り、権利行使を認めるものとする。

ⅱ．新株予約権を付与された者が、権利行使期間中に死亡した場合は、同時に権利を失効するものとする。

ⅲ．その他の条件については、当社と新株予約権の割当を受ける者との間で締結する契約に定めるところによる。

ト）消却の事由及び条件

ⅰ．当社が消滅会社となる合併契約書が株主総会で承認されたとき、または、当社が完全子会社となる株式交換契約書もしくは株式移転が株主総会で承認されたときは、当社は新株予約権を無償で消却することができる。

ⅱ．新株予約権者が、新株予約権の行使の条件により新株予約権の全部または一部を行使できないときは、当社は新株予約権を無償で消却することができる。

チ）有利な条件の内容
当社並びに子会社の取締役、監査役、執行役員及び従業員（顧問含む）に対し、新株予約権を無償で発行した。

リ）割当てを受けた者の氏名と割当てを受けた新株予約権の数

ⅰ．当社の取締役

氏　名	新株予約権の数	氏　名	新株予約権の数
新村　鋭男	35 個	浅田　栄治	25 個
出水　重次	25 個	前畠　幸広	25 個
笹川　　収	25 個	中田　和彦	20 個
柴田　正興	25 個	中島　正博	20 個
村井　直行	25 個		

ⅱ．当社の監査役

氏　名	新株予約権の数	氏　名	新株予約権の数
広瀬　　郷	20 個	松村　和宜	5 個
西田　一成	20 個	中野　輝雄	5 個

ⅲ．当社の使用人及び子会社の取締役、監査役（割当て数上位14名）

氏　名	新株予約権の数	氏　名	新株予約権の数
丹下　　悟	20 個	伊藤　隆夫	10 個
川瀬　武男	20 個	白井　幸喜	10 個
北村　怜三	15 個	益田　莞爾	10 個
丸山　好春	15 個	寺山　泰正	10 個
市原　通弘	10 個	伊藤　弘人	10 個
北村　賢一	10 個	澤田　　誠	10 個
赤松　　清	10 個	葛本　悟美	10 個

ⅳ．当社の取締役及び監査役の割当株式数のうち最も少ない数以上の割当てを受けた子会社の取締役、監査役

氏　名	新株予約権の数	氏　名	新株予約権の数
鈴木　正治	5 個	山影　　毅	5 個
永井　正人	5 個	加藤　雅己	5 個
矢幅　貞郎	5 個	須山久次郎	5 個
種山　洋一	5 個		

ヌ）特定使用人等に対して発行した新株予約権の区分別状況

区　分	新株予約権の数	目的となる株式の種類及び数	付与した者の総数
当社従業員	859 個	普通株式 859,000 株	392 名
子会社取締役	175 個	普通株式 175,000 株	18 名
子会社監査役	35 個	普通株式 35,000 株	4 名
子会社従業員	638 個	普通株式 638,000 株	319 名

(7) 企業集団及び当社の従業員の状況

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
1,126名	7名減

② 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年令	平均勤続年数
580名	4名増	40.8歳	15.7年

(8) 企業結合の状況

① 重要な子法人等の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
株式会社 モリタエコノス	1,000 百万円	100.00 %	環境衛生車輌の製造、販売
株式会社 モリタテクノス	100	100.00	消防車のオーバーホール
株式会社 モリタ総合サービス	100	100.00	当社製品の製造請負業
株式会社 北海道モリタ	30	50.00	消防車の製造、販売

② 企業結合の成果

連結決算の対象会社は、当社及び連結子法人等7社であります。

当連結会計年度の連結売上高は42,197百万円（前期比1.3%の増収）、連結当期純利益は1,801百万円（前期比14.8%の増益）となりました。

(9) 主要な借入先

借入先	借入金残高	借入先が有する当社の株式	
		持株数	議決権比率
株式会社 みずほコーポレート銀行	2,540 百万円	2,177 千株	4.97 %
株式会社 三井住友銀行	1,770	2,007	4.58
株式会社 東京三菱銀行	1,500	2,003	4.57

(10) 取締役及び監査役

地位	氏名	担当又は主な職業
代表取締役会長兼社長	新村鋭男	
取締役副社長	出水重次	ポンプ事業本部長
専務取締役	笹川収	東京支社長
専務取締役	柴田正興	管理サービス本部長・総務部長・関連事業部長
常務取締役	村井直行	技術研究所長
常務取締役	浅田栄治	ポンプ事業本部 副本部長・事業統括部長
常務取締役	前畠幸広	防災事業本部長・事業統括部長
取締役	中田和彦	管理サービス本部 経理部長
取締役	中島正博	海外事業本部長
常勤監査役	広瀬郷	
常勤監査役	西田一成	
監査役	松村和宜	弁護士
監査役	中野輝雄	

(注) 1. 広瀬　郷、松村和宜、中野輝雄の３氏は、株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第18条第１項に定める社外監査役であります。

2. 当期中の取締役の異動は次のとおりであります。
(1) 新任
取締役　中島正博 (平成16年６月29日　就任)
(2) 退任
代表取締役副社長　丹下悟 (平成16年５月31日　辞任)
常務取締役　丸山好春 (平成16年５月31日　辞任)
(3) 地位の変更
専務取締役出水重次氏は、平成16年６月１日をもって取締役副社長に就任いたしました。
常務取締役柴田正興氏は、平成16年９月１日をもって専務取締役に就任いたしました。
取締役前畠幸広氏は、平成16年６月１日をもって常務取締役に就任いたしました。

3. 当期中の監査役の異動は次のとおりであります。
(1) 新任
常勤監査役　西田一成 (平成16年６月29日　就任)
(2) 退任
監査役　一柳良雄 (平成16年６月29日　辞任)

(11) 会計監査人に対する報酬等の額

① 当社及び当社の子法人等が会計監査人に支払うべき報酬等の合計額

20百万円

② 上記①の合計額のうち、公認会計士法第２条第１項の業務（監査証明業務）の対価として支払うべき報酬等の合計額

20百万円

③ 上記②の合計額のうち、当社が会計監査人に支払うべき会計監査人としての報酬等の額

14百万円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律に基づく監査と証券取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分はできませんので、③の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

3. 決算期後に生じた企業集団の状況に関する重要な事実

特記すべき事項はありません。

以上のご報告のうち、金額、株数及び比率は表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(平成17年３月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)	**(56,242)**	**(負債の部)**	**(25,904)**
流動資産	**23,771**	**流動負債**	**16,866**
現金及び預金	2,947	支払手形及び買掛金	11,473
受取手形及び売掛金	14,589	短期借入金	200
たな卸資産	5,416	一年以内返済予定の長期借入金	2,052
繰延税金資産	537	未払金	613
その他	341	未払法人税等	230
貸倒引当金	△ 60	未払消費税等	132
固定資産	**32,470**	賞与引当金	615
有形固定資産	**27,083**	その他	1,549
建物及び構築物	5,443	**固定負債**	**9,038**
機械装置及び運搬具	1,247	長期借入金	5,930
土地	19,916	繰延税金負債	862
建設仮勘定	32	債務保証損失引当金	95
その他	443	退職給付引当金	647
無形固定資産	**222**	役員退職引当金	228
投資その他の資産	**5,164**	再評価に係る繰延税金負債	1,001
投資有価証券	4,281	その他	272
繰延税金資産	250	**(少数株主持分)**	**(286)**
その他	1,400	**少数株主持分**	**286**
貸倒引当金	△ 767	**(資本の部)**	**(30,051)**
		資本金	**4,746**
		資本剰余金	**4,346**
		利益剰余金	**19,262**
		土地再評価差額金	**1,463**
		株式等評価差額金	**1,185**
		自己株式	△ **952**
資産合計	**56,242**	**負債・少数株主持分及び資本合計**	**56,242**

連結損益計算書

（自　平成16年４月１日
至　平成17年３月31日）

（単位：百万円）

科目			金額	
経常損益の部	営業損益の部	**営業収益**		
		売上高		42,197
		営業費用		
		売上原価	30,919	
		販売費及び一般管理費	8,292	39,211
		営業利益		**2,985**
	営業外損益の部	**営業外収益**		
		受取利息及び受取配当金	67	
		その他	317	384
		営業外費用		
		支払利息	171	
		その他	124	296
		経常利益		**3,073**
特別損益の部		**特別利益**		
		固定資産売却益	0	
		貸倒引当金戻入益	41	
		債務保証損失引当金戻入益	79	
		会員権売却益	18	
		投資有価証券売却益	342	482
		特別損失		
		固定資産除却損及び売却損	218	
		投資有価証券評価損	25	
		投資有価証券売却損	16	
		会員権評価損	29	
		その他	13	304
		税金等調整前当期純利益		**3,251**
		法人税、住民税及び事業税		288
		法人税等調整額		1,148
		少数株主利益		12
		当期純利益		**1,801**

＜連結計算書類作成のための基本となる重要な事項＞

1．記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

2．連結の範囲に関する事項

連結子法人等……７社

主要な連結子法人等の名称は、前記営業報告書２.会社の概況（2）企業集団の主要な営業所及び工場、(8)企業結合の状況に記載しております。

非連結子法人等……２社

非連結子法人等の名称は、株式会社上野モリタ、株式会社モリタ東海で、非連結子法人等２社の合計の総資産、売上高、当期純利益及び利益剰余金等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除いております。

3．持分法の適用に関する事項

持分法適用会社は、ありません。

4．連結子法人等の事業年度等に関する事項

連結子法人等の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

5．会計処理基準に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券

時価のあるもの …… 決算日の市場価格等に基づく時価法
(評価差額は全部資本直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの …… 移動平均法による原価法

② たな卸資産

評価基準　原価法

評価方法　製品及び仕掛品……主として個別法
原材料……移動平均法

③ デリバティブ　時価法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法によっております。但し、平成10年４月１日以降に取得した建物(建物附属設備を除く）については、定額法を採用しております。

② 無形固定資産

定額法によっております。

③ 長期前払費用

定額法によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については、貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与に備えるため、支給見込額を計上しております。

③ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。

なお、会計基準変更時差異（3,968百万円）については、15年による按分額を費用処理しております。

数理計算上の差異及び過去勤務債務については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により、翌連結会計年度から費用処理しております。

④ 役員退職引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、役員退職慰労金規定に基づく当連結会計年度末要支給額を計上しております。

⑤ 債務保証損失引当金

債務保証による損失に備えるため、債務保証の総額から、主たる債務者の返済可能額等の回収見積額を控除した額を計上しております。

(4) 重要なリース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(5) 重要なヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。

なお、金利スワップについては、特例処理の要件を満たしている場合には特例処理を、為替予約については振当処理をしております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段……金利スワップ、為替予約

ヘッジ対象……借入金の利息、外貨建金銭債権債務等

③ ヘッジ方針

当社グループの内部規定に基づき、為替変動リスク及び金利変動リスクをヘッジするためにデリバティブ取引を行っております。

④ ヘッジの有効性評価の方法

ヘッジ手段とヘッジ対象の相場変動またはキャッシュ・フロー変動の累計を比較し、評価しております。

(6) その他連結計算書類作成のための重要な事項

消費税等の会計処理方法は、税抜き方式によっております。

6. 連結子法人等の資産及び負債の評価に関する事項

連結子法人等の資産及び負債の評価方法は、全面時価評価法によっております。

7. 連結調整勘定の償却に関する事項

連結調整勘定の償却については、５年間で均等償却する方法によっております。ただし、金額が僅少の場合は、発生年度に全額償却する方法によっております。

＜連結貸借対照表の注記＞

1．有形固定資産の減価償却累計額　14,594百万円

2．非連結子法人等および関連会社の株式等

投資有価証券　135百万円

3．担保提供資産　有形固定資産　90百万円

4．土地の再評価に関する法律（平成10年３月31日公布法律第34号）に基づき事業用の土地の再評価を行い、評価差額金を資本の部に計上しております。

・再評価の方法……土地の再評価に関する法律施行令（平成10年３月31日公布政令第119号）第２条第３号に定める固定資産税評価額に合理的な調整を行って算出しております。

・再評価を行った年月…平成14年３月31日

・再評価を行った土地の期末における時価と再評価後の帳簿価額との差額

…3,833百万円

5．保証債務残高　35百万円

＜連結損益計算書の注記＞

1．販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額

役員報酬及び従業員給料手当　3,027百万円

賞与引当金繰入額　238百万円

退職給付費用　250百万円

役員退職引当金繰入額　65百万円

2．一般管理費及び当期製造費用に含まれる研究開発費　754百万円

3．固定資産除却損及び売却損の内訳

建物　111百万円

土地　76百万円

機械装置他　31百万円

4．１株当たり当期純利益（期中平均株式数による）　38円57銭

なお、１株当たり当期純利益の算定基準は以下のとおりであります。

当期純利益　1,801百万円

普通株主に帰属しない金額　85百万円

（うち利益処分による役員賞与金）　（85百万円）

普通株式に係る当期純利益　1,716百万円

普通株式の期中平均株式数　44,490千株

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成17年５月16日

株式会社 モ リ タ
取 締 役 会　御中

太 陽 監 査 法 人
代表社員 業務執行社員　公認会計士　梶　川　　融㊞
代表社員 業務執行社員　公認会計士　新　村　　実㊞
業務執行社員　公認会計士　小笠原　　直㊞

当監査法人は、「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第１９条の２第３項の規定に基づき、株式会社モリタの平成１６年４月１日から平成１７年３月３１日までの第７２期営業年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表及び連結損益計算書について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。なお、この監査は、当監査法人が必要と認めて実施した子会社又は連結子会社に対する監査手続を含んでいる。

監査の結果、当監査法人は、上記の連結計算書類が、法令及び定款に従い株式会社モリタ及びその連結子法人等から成る企業集団の財産及び損益の状態を正しく示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

連結計算書類に係る監査役会の監査報告書 謄本

連結計算書類に係る監査報告書

当監査役会は、平成１６年４月１日から平成１７年３月３１日までの第７２期営業年度の連結計算書類（連結貸借対照表及び連結損益計算書）に関して各監査役から監査の方法及び結果の報告を受け、協議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役の監査の方法の概要

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、業務の分担等に従い、連結計算書類について取締役等及び会計監査人から報告及び説明を受け、また、必要に応じて子会社及び連結子会社に対し会計に関する報告を求め、子会社及び連結子会社に赴き、業務及び財産の状況を調査いたしました。

２．監査の結果

（１） 会計監査人太陽監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

（２） 子会社及び連結子会社調査の結果、連結計算書類に関し指摘すべき事項は認められません。

平成１７年5月１７日

株式会社モリタ　監査役会

常勤監査役　広　瀬　　郷㊞

常勤監査役　西　田　一　成㊞

監　査　役　松　村　和　宜㊞

監　査　役　中　野　輝　雄㊞

(注) 監査役 広瀬　郷、監査役 松村和宜及び監査役 中野輝雄は、株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第18条第１項に定める社外監査役であります。

貸借対照表

(平成17年３月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)	**(50,214)**	**(負債の部)**	**(20,820)**
流動資産	**17,656**	**流動負債**	**12,483**
現金及び預金	1,687	支払手形	4,052
受取手形	890	買掛金	3,884
売掛金	9,489	一年以内返済予定の長期借入金	2,048
製品	246	未払金	543
原材料	1,662	未払費用	80
仕掛品	1,790	未払法人税等	76
貯蔵品	1	未払消費税等	86
前払費用	50	前受金	1,094
短期貸付金	1,410	預り金	146
繰延税金資産	307	賞与引当金	383
その他	165	その他	89
貸倒引当金	△ 44	**固定負債**	**8,336**
固定資産	**32,558**	長期借入金	5,930
有形固定資産	**25,822**	預り保証金	255
建物	4,901	繰延税金負債	846
構築物	441	債務保証損失引当金	95
機械装置	681	退職給付引当金	67
車輌運搬具	37	役員退職引当金	140
工具器具備品	289	再評価に係る繰延税金負債	1,001
土地	19,438		
建設仮勘定	32	**(資本の部)**	**(29,394)**
無形固定資産	**169**	**資本金**	**4,746**
ソフトウェア	150	**資本剰余金**	**4,346**
電話加入権	14	資本準備金	1,638
その他	5	その他資本剰余金	2,707
投資その他の資産	**6,565**	資本金及び資本準備金減少差益	2,706
投資有価証券	3,808	自己株式処分差益	0
子会社株式	2,210	**利益剰余金**	**18,673**
長期貸付金	212	利益準備金	1,234
長期前払費用	4	任意積立金	16,341
その他	1,091	配当準備積立金	1,000
貸倒引当金	△ 761	固定資産圧縮積立金	1,201
		別途積立金	14,139
		当期未処分利益	1,097
		土地再評価差額金	**1,463**
		株式等評価差額金	**1,117**
		自己株式	**△ 952**
資産合計	**50,214**	**負債及び資本合計**	**50,214**

損　益　計　算　書

（自　平成16年４月１日
至　平成17年３月31日）

（単位：百万円）

科目			金額	
経常損益の部	営業損益の部	**営業収益**		
		売上高		27,891
		営業費用		
		売上原価	20,888	
		販売費及び一般管理費	4,745	25,633
		営業利益		**2,257**
	営業外損益の部	**営業外収益**		
		受取利息	29	
		受取配当金	38	
		雑収入	769	837
		営業外費用		
		支払利息	159	
		雑損失	313	472
	経常利益			**2,623**
特別損益の部	**特別利益**			
	固定資産売却益		0	
	会員権売却益		18	
	貸倒引当金戻入益		45	
	債務保証損失引当金戻入益		79	
	投資有価証券売却益		342	486
	特別損失			
	固定資産除却損及び売却損		210	
	投資有価証券売却損		16	
	会員権評価損		29	
	投資有価証券評価損		25	282
税引前当期純利益				**2,826**
法人税、住民税及び事業税				1
法人税等調整額				1,147
当期純利益				**1,678**
前期繰越利益				271
中間配当額				166
土地再評価差額金取崩額				686
当期未処分利益				**1,097**

＜重要な会計方針＞

1．記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

2．資産の評価基準及び評価方法

（1）有価証券　子会社株式及び関連会社株式　移動平均法による原価法

その他有価証券　時価のあるもの……決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部資本直入法により処理）

時価のないもの……移動平均法による原価法

（2）たな卸資産　原価法　原　材　料……移動平均法

製品・仕掛品……個別法

（3）デリバティブ　時価法

3．固定資産の減価償却の方法　有形固定資産　定率法

但し、平成10年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については定額法

無形固定資産及び長期前払費用　定額法

4．引当金の計上基準

（1）貸倒引当金……債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し回収不能見込額を計上しております。

（2）賞与引当金……従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額を計上しております。

（3）退職給付引当金……従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当期末において発生していると認められる額を計上しております。なお、会計基準変更時差異1,704百万円については、15年による按分額を費用処理しております。

数理計算上の差異及び過去勤務債務については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、翌期から費用処理しております。

（4）役員退職引当金……役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。なお、役員退職引当金は、商法施行規則第43条に規定する引当金であります。

（5）債務保証損失引当金……債務保証による損失に備えるため、債務保証の総額から主たる債務者の返済可能額等の回収見積額を控除した額を計上しております。なお、債務保証損失引当金は、商法施行規則第43条に規定する引当金であります。

5．リース取引の処理方法
リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。
6．ヘッジ会計の処理方法
（1）ヘッジ会計の方法……繰延ヘッジ処理を採用しております。
なお、金利スワップについては、特例処理の要件を満たしている場合には特例処理を、為替予約については振当処理をしております。
（2）ヘッジ手段とヘッジ対象
ヘッジ手段……金利スワップ、為替予約
ヘッジ対象……借入金の利息、外貨建金銭債権債務等
（3）ヘッジ方針……当社の内部規定に基づき、為替変動リスク及び金利変動リスクをヘッジするためにデリバティブ取引を行っております。
（4）ヘッジの有効性評価の方法……ヘッジ手段とヘッジ対象の相場変動またはキャッシュ・フロー変動の累計を比較し、評価しております。
7．消費税等の処理方法
税抜方式によっております。

＜貸借対照表の注記＞

1．子会社に対する金銭債権・金銭債務	短期金銭債権	1,574百万円
	短期金銭債務	350百万円
2．有形固定資産の減価償却累計額		11,539百万円
3．保証債務残高		235百万円

4．貸借対照表に計上した固定資産のほか、環境機器製造設備の一部及び電子計算機（周辺機器を含む）をリース契約により使用しております。
5．土地の再評価に関する法律（平成10年３月31日公布法律第34号）に基づき事業用の土地の再評価を行い、土地再評価差額金を資本の部に計上しております。
・再評価の方法……土地の再評価に関する法律施行令（平成10年３月31日公布政令第119号）第２条第３号に定める固定資産税評価額に合理的な調整を行って算出しております。
・再評価を行った年月……平成14年３月31日
・再評価を行った土地の期末における時価と再評価後の帳簿価額との差額
……3,833百万円
6．配当制限
・土地の再評価に関する法律第７条の２第１項に規定する配当制限額
土地の再評価により増加した純資産額
……1,463百万円
・商法施行規則第124条第３号に規定する配当制限額
資産の時価評価により増加した純資産額（株式等評価差額金）
……1,117百万円

＜損益計算書の注記＞

1．子会社との取引高	売上高	261百万円
	仕入高	1,692百万円
	営業取引以外の取引高	541百万円

2．１株当たり当期純利益（期中平均株式数による） 36円 26銭

なお、１株当たり当期純利益の算定基準は、以下のとおりであります。

当期純利益	1,678百万円
普通株主に帰属しない金額	65百万円
（うち利益処分による役員賞与金）	（65百万円）
普通株式に係る当期純利益	1,613百万円
普通株式の期中平均株式数	44,490千株

利 益 処 分 案

(単位：円)

摘　　要	金　　額
当期未処分利益	1,097,562,788
固定資産圧縮積立金取崩額	27,425,363
計	1,124,988,151
これを次のとおり処分します。	
利益配当金 (１株につき　５円25銭)	233,498,334
役員賞与金 (取締役賞与　62,600,000円 監査役賞与　2,400,000円)	65,000,000
別途積立金	600,000,000
次期繰越利益	226,489,817

(注) 1. 固定資産圧縮積立金取崩額は、租税特別措置法の規定に基づくものであります。
2. 平成16年12月10日に166,623,675円（１株につき３円75銭）の中間配当を実施しました。

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成17年５月16日

株式会社 モ リ タ

取 締 役 会　御中

太陽監査法人

代表社員 業務執行社員　公認会計士　梶　川　　融㊞
代表社員 業務執行社員　公認会計士　新　村　　実㊞
業務執行社員　公認会計士　小笠原　　直㊞

当監査法人は、「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第２条第１項の規定に基づき、株式会社モリタの平成16年４月１日から平成17年３月31日までの第72期営業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、営業報告書（会計に関する部分に限る。）及び利益処分案並びに附属明細書（会計に関する部分に限る。）について監査を行った。なお、営業報告書及び附属明細書について監査の対象とした会計に関する部分は、営業報告書及び附属明細書に記載されている事項のうち会計帳簿の記録に基づく記載部分である。この計算書類及び附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及び附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及び附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及び附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。なお、この監査は、当監査法人が必要と認めて実施した子会社に対する監査手続を含んでいる。

監査の結果、当監査法人の意見は次のとおりである。

(1) 貸借対照表及び損益計算書は、法令及び定款に従い会社の財産及び損益の状況を正しく示しているものと認める。
(2) 営業報告書（会計に関する部分に限る。）は、法令及び定款に従い会社の状況を正しく示しているものと認める。
(3) 利益処分案は、法令及び定款に適合しているものと認める。
(4) 附属明細書（会計に関する部分に限る。）について、商法の規定により指摘すべき事項はない。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告書 謄本

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成16年４月１日から平成17年３月31日までの第72期営業年度の取締役の職務の執行に関して各監査役から監査の方法及び結果の報告を受け、協議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1．監査役の監査の方法の概要

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、業務の分担等に従い、取締役会その他重要な会議に出席するほか、取締役等から営業の報告を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査し、必要に応じて子会社から営業の報告を求めました。また、会計監査人から報告及び説明を受け、計算書類及び附属明細書につき検討を加えました。

取締役の競業取引、取締役と会社間の利益相反取引、会社が行った無償の利益供与、子会社または株主との通例的でない取引並びに自己株式の取得及び処分等に関しては、上記の監査の方法のほか、必要に応じて取締役等から報告を求め、当該取引の状況を詳細に調査いたしました。

2．監査の結果

(1) 会計監査人太陽監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
(2) 営業報告書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
(3) 利益処分に関する議案は、会社財産の状況その他の事情に照らし指摘すべき事項は認められません。
(4) 附属明細書は、記載すべき事項を正しく示しており、指摘すべき事項は認められません。
(5) 取締役の職務遂行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

なお、取締役の競業取引、取締役と会社間の利益相反取引、会社が行った無償の利益供与、子会社または株主との通例的でない取引並びに自己株式の取得及び処分等についても取締役の義務違反は認められません。

平成17年５月17日

株式会社モリタ　監査役会
常勤監査役　広　瀬　　郷㊞
常勤監査役　西　田　一　成㊞
監　査　役　松　村　和　宜㊞
監　査　役　中　野　輝　雄㊞

(注)　監査役 広瀬　郷、監査役 松村和宜及び監査役 中野輝雄は、株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第18条第１項に定める社外監査役であります。

以　上

議決権の行使についての参考書類

1.総株主の議決権の数　43,769個

2.議案及び参考事項

第１号議案　第７２期利益処分案承認の件

本議案の内容につきましては、添付書類 25 頁に記載のとおりであります。

当社の利益配分に関する基本方針は、「会社は株主のもの」という視点に立ち、財務体質と企業基盤の強化を図りつつ、「安定的な配当の継続及び向上」としてまいりましたが、このたび、さらにより株主の皆様のご期待に沿えるよう連結純利益額の状況に応じて配当額の向上を進めることを追加いたしました。

この基本方針に基づき、当期の業績及び今後の経営環境や事業展開等を総合的に勘案し、１株当たりの年間配当金を前期の７円５０銭から９円に増配し、利益配当金を１株につき５円２５銭とさせていただきたいと存じます。

第２号議案　定款一部変更の件

１．変更の理由

(1) 「電子公告制度の導入のための商法等の一部を改正する法律」（平成１６年法律第８７号）が平成１７年２月１日に施行され、電子公告制度が認められたことからこの制度を導入するために、現行定款第４条（公告の方法）につき所要の変更を行うものであります。また、同制度の導入に伴い不測の事態が発生した場合に備え、予備的な公告方法も定めるものであります。

(2) 将来の事業規模の拡大などに備え、機動的な資金調達を可能にするため、現行定款第５条（発行する株式の総数）を変更するものであります。

(3) 株主の皆様の便宜をはかるべく、商法第２２１条ノ２に定める単元未満株式の買増制度を実施するため、同制度に関する規定を変更案第８条として新設するとともに、現行定款第９条、第１０条及び第１１条の所要の変更をするものであります。また、これに伴い、現行定款第８条以下の条数の繰り下げを行うものであります。

(4) 当社では、かねてより経営環境の変化に迅速に対応するため、必要最小限の員数で取締役会を運営してまいりました。この経営姿勢を明確にし、引き続き経営の効率化を推進するために現行定款第１７条に定める取締役の定員を減員するものであります。

２．変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。　　(下線は変更部分)

現　行　定　款	変　更　案
（公告の方法） 第　４　条　当会社の公告は日本経済新聞に掲載する。	（公告の方法） 第　４　条　当会社の公告は電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由により電子公告によることができないときは、日本経済新聞に掲載する。
(発行する株式の総数) 第　５　条　当会社の発行する株式の総数は75,778,000株とする。ただし、株式の消却が行われた場合には、これに相当する株式数を減ずる。	(発行する株式の総数) 第　５　条　当会社の発行する株式の総数は180,000,000株とする。ただし、株式の消却が行われた場合には、これに相当する株式数を減ずる。
（新　設）	（単元未満株式の買増し） 第　８　条　当会社の単元未満株式を有する株主（実質株主を含む。以下同じ。）は、株式取扱規則に定めるところにより、その単元未満株式の数と併せて１単元の株式の数となるべき数の株式を売り渡すべき旨を請求することができる。
第　８　条　（条文省略）	第　９　条　（現行どおり）
（株式取扱規則） 第　９　条　当会社の株式の名義書換、実質株主通知の受理、単元未満株式の買取その他株式に関する取り扱いは、取締役会において定める株式取扱規則による。	（株式取扱規則） 第１０条　当会社の株式の名義書換、実質株主通知の受理、単元未満株式の買取及び買増しその他株式に関する取り扱いは、取締役会において定める株式取扱規則による。

現　行　定　款	変　更　案
(名義書換代理人) 第１０条　当会社は株式につき名義書換代理人を置く。 ２．名義書換代理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、これを公告する。 ３．当会社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）及び株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、実質株主通知の受理、単元未満株式の買取その他株式に関する事務は、名義書換代理人に取り扱わせ、当会社においてはこれを取り扱わない。	(名義書換代理人) 第１１条　（現行どおり） ２．（現行どおり） ３．当会社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）及び株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、実質株主通知の受理、単元未満株式の買取及び買増しその他株式に関する事務は、名義書換代理人に取り扱わせ、当会社においてはこれを取り扱わない。
(基準日) 第１１条　当会社は、毎決算期の最終の株主名簿に記載または記録された株主（実質株主を含む。以下同じ。）をもって、その決算期に関する定時株主総会において株主の権利を行使すべき株主とする。 ２．前項のほか、必要あるときは、あらかじめ公告して基準日を定めることができる。	(基準日) 第１２条　当会社は、毎決算期の最終の株主名簿に記載または記録された株主をもって、その決算期に関する定時株主総会において株主の権利を行使すべき株主とする。 ２．(現行どおり)
第１２条 〜 第１６条　（条文省略）	第１３条 〜 第１７条　（現行どおり）
(取締役の定員) 第１７条　当会社は取締役２０名以内を置く。	(取締役の定員) 第１８条　当会社は取締役１５名以内を置く。
第１８条 〜 第３７条　（条文省略）	第１９条 〜 第３８条　（現行どおり）

第３号議案　取締役８名選任の件

取締役 新村鋭男、出水重次、笹川　収、柴田正興、村井直行、浅田栄治、前畠幸広、中田和彦、中島正博の９氏は本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役８名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

取締役候補者

候補者番号	氏名(生年月日)	略歴及び他の会社の代表状況	所有する当社の株式数
1	新村鋭男 (昭和11年８月８日生)	昭和34年４月　山一證券㈱入社 平成２年５月　同社代表取締役副社長 平成３年５月　山一情報システム㈱代表取締役社長 平成10年２月　日本フィッツ㈱代表取締役社長 平成10年５月　当社顧問 平成10年６月　当社取締役 平成11年６月　当社代表取締役社長(現在) 平成14年７月　当社代表取締役会長(現在) 平成16年６月　㈱モリタテクノス代表取締役会長(現在) [他の会社の代表状況] ㈱モリタテクノス代表取締役会長	100,000株
2	出水重次 (昭和18年８月３日生)	昭和42年３月　当社入社 平成11年７月　当社ポンプ事業部長 平成12年６月　当社執行役員 平成13年６月　当社取締役 平成14年２月　当社常務取締役 平成14年２月　当社ポンプ事業本部長(現在) 平成15年７月　当社専務取締役 平成16年６月　当社取締役副社長(現在)	30,000株
3	柴田正興 (昭和21年４月７日生)	昭和44年４月　㈱富士銀行入行 平成10年４月　同行本店審議役 平成10年５月　当社顧問 平成10年６月　当社取締役 平成14年６月　当社常務取締役 平成14年６月　当社管理サービス本部長(現在) 平成16年９月　当社専務取締役(現在)	42,400株

候補者番号	氏名(生年月日)	略歴及び他の会社の代表状況	所有する当社の株式数
4	村井直行 (昭和26年１月10日生)	昭和48年３月　当社入社 平成10年４月　当社生産本部副本部長 平成10年６月　当社取締役 平成13年１月　当社技術研究所長(現在) 平成15年４月　当社常務取締役(現在)	31,460株
5	浅田栄治 (昭和28年12月８日生)	昭和52年３月　当社入社 平成14年４月　当社管理サービス本部総務部部長・経営企画室部長 平成14年６月　当社取締役 平成15年７月　当社常務取締役(現在) 平成17年３月　当社ポンプ事業本部副本部長・事業統括部長(現在)	13,000株
6	前畠幸広 (昭和25年８月22日生)	昭和48年３月　当社入社 平成13年７月　当社大阪支店長 平成15年４月　当社執行役員 平成15年６月　当社取締役 平成16年６月　当社常務取締役(現在) 平成17年３月　当社防災事業本部長・事業統括部長(現在)	8,391株
7	中田和彦 (昭和22年11月５日生)	昭和45年４月　鐘紡㈱入社 平成10年６月　㈱モリタエコノス取締役 平成11年６月　同社常務取締役 平成13年10月　当社取締役(現在) 平成14年10月　当社管理サービス本部経理部長(現在) 平成17年４月　当社ポンプ事業本部生産技術統括部原価企画室担当(現在)	37,870株
8	中島正博 (昭和25年２月３日生)	昭和47年３月　当社入社 平成14年６月　当社エコノス事業本部環境事業部長・品質管理部長 平成15年４月　当社執行役員 平成16年６月　当社取締役(現在) 平成16年７月　当社海外事業本部長(現在)	14,000株

(注)　各取締役候補者と会社との間には特別の利害関係はありません。

第４号議案　退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件

本総会終結の時をもって任期満了により、取締役を退任されます笹川　収氏に対し、在任中の労に報いるため、当社における一定の基準に従い相当額の範囲内において退職慰労金を贈呈いたしたいと存じます。

なお、その具体的金額、贈呈の時期及び方法等は取締役会にご一任願いたいと存じます。

退任取締役の略歴は次のとおりであります。

氏　　名	略　　歴
笹　川　　収	平成 8 年 6 月　当社取締役 平成 11 年 6 月　当社常務取締役 平成 15 年 7 月　当社専務取締役（現在）

以上

MEMO

MEMO

株主総会会場ご案内略図

大阪市生野区小路東五丁目５番20号
株式会社モリタ(当会社　大阪本社会議室)
TEL 大阪(06)6756-0100(代表)



[地下鉄千日前線「小路駅」「北巽駅」より徒歩約７分
近鉄「布施駅」より徒歩約14分]